三　泡モニターノズルは、当該防護対象物を有効射程内に包含できるように設置している全てのノズルを同時に使用した場合に、次に掲げる基準を満たすように設けること。

イ　それぞれのノズルの先端における放射量が千九百リットル毎分以上であること。

ロ　三十メートル以上の水平放射距離で有効に放射することができること。

四　岸壁又は桟橋その他これらに類する場所に設置されている屋外貯蔵タンク又は移送取扱所のポンプ設備、注入口及び払出口（以下「ポンプ設備等」という。）に泡モニターノズルを設ける場合にあっては、二個以上の泡モニターノズルを、当該場所の先端からの水平距離が十五メートル以内の水面を包含し、かつ、当該防護対象物の各部分からの水平距離が三十メートル以下となるように設けること。

第三章　移動式の泡消火設備の基準

（屋内に設ける移動式の泡消火設備の基準）

第十三条　屋内に設ける移動式の泡消火設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一　移動式の泡消火設備は、いずれの階においても、当該階の全て（当該階の設置個数が四個を超えるときは、四個）の泡消火栓を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射圧力が〇・三五メガパスカル以上で、かつ、放射量が二百リットル毎分以上であること。

二　移動式の泡消火設備は、火災のとき煙が充満するおそれがなく容易に接近することができ、かつ、火災等による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。

三　泡消火栓の開閉弁及びホース接続口は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置に設けること。

四　泡消火設備の開閉弁及び泡放射用器具を格納する箱（以下「泡消火栓箱」という。）は、不燃材料で造られたものを用いるとともに、点検に便利な場所に設けること。

五　移動式の泡消火設備の設置の標示は、次に定めるところによること。

イ　泡消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。

ロ　泡消火栓箱の上部に、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿って十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

（屋外に設ける移動式の泡消火設備の基準）

第十四条　屋外に設ける移動式の泡消火設備は、前条第二号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一　移動式の泡消火設備は、四個の泡消火栓（設置個数が四個未満のときは、その個数）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射圧力が〇・三五メガパスカル以上で、かつ、放射量が四百リットル毎分以上であること。

二　泡消火栓の開閉弁及びホース接続口は、地盤面からの高さが一・五メートル以下の位置に設けること。

三　泡消火栓箱は、不燃材料で造られたものを用いるとともに、当該泡消火栓に至る歩行距離が五メートル以下の場所に設けること。

四　移動式の泡消火設備の設置の標示は、次に定めるところによること。

イ　泡消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示すること。ただし、開閉弁及びホース接続口を泡消火栓箱の内部に設けるものにあっては、その表面に「ホース格納箱」の表示に代えて、「消火栓」と表示することができること。

ロ　泡消火栓箱には、その直近の見やすい場所に「消火栓」と表示した標識を設けること。

第四章　水源の基準

（水源の水量）

第十五条　水源の水量は、次の各号に定める量の泡水溶液を作るために必要な量以上の量とする。

一　固定式泡放出口方式の泡消火設備の泡水溶液の量は、次のイ及びロに定める量を合計した量

イ　第二条各項に規定する泡放出口から放出する泡水溶液の量は、危険物の区分及び泡放出口の類型に応じて別表第二の中欄及び別表第三の中欄に掲げる数値に、当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の液表面積が最も大きいタンクの液表面積を乗じて得た数量の泡水溶液を放出することができる量

ロ　補助泡消火栓から放射する泡水溶液の量は、四百リットル毎分の放射量で二十分間放射することができる量

二　第十一条に規定するフォームヘッド方式の泡消火設備の泡水溶液の量は、フォームヘッドの設置個数が最も多い放射区域に設けられた全てのフォームヘッドを同時に使用した場合に、標準放射量で十分間放射することができる量

三　第十二条に規定する泡モニターノズル方式の泡消火設備の泡水溶液の量は、全てのノズルを同時に使用した場合に、千九百リットル毎分の放射量で三十分間放射することができる量

四　第十三条及び前条に規定する移動式の泡消火設備の泡水溶液の量は、四個のノズル（設置個数が四個未満のときは、その個数）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放射圧力が〇・三五メガパスカル以上で、かつ、屋内に設ける場合にあっては二百リットル毎分、屋外に設ける場合にあっては四百リットル毎分の放射量で、それぞれ三十分間放射することができる量

五　前各号に掲げる泡水溶液の量のほか、配管内を満たすに要する泡水溶液の量

第五章　泡消火薬剤の基準

（泡消火薬剤の貯蔵量）

第十六条　泡消火薬剤の貯蔵量は、前条に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量となるようにしなければならない。

（泡消火薬剤の種類）

第十七条　第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）に用いる泡消火薬剤は、固定式泡放出口方式（Ⅲ型の泡放出口を有するものを除く。）の泡消火設備及び補助泡消火栓、フォームヘッド方式の泡消火設備、泡モニターノズル方式の泡消火設備又は移動式の泡消火設備にあっては、たん白泡消火薬剤（泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第二十六号。以下「規格省令」という。）第二条第二号に規定するたん白泡消火薬剤に適合するものをいう。以下同じ。）又は水成膜泡消火薬剤（規格省令第二条第四号に規定する水成膜泡消火薬剤に適合するものをいう。以下同じ。）とする。

2　第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）に用いる泡消火薬剤は、固定式泡放出口方式の泡放出口を有するものに限る。）の泡消火設備及び補助泡消火栓にあっては、たん白泡消火薬剤であるふっ素たん白泡消火薬剤又は水成膜泡消火薬剤とする。

3　第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）のうち別表第四に掲げるものに用いる泡消火薬剤は、水溶性液体用泡消火薬剤であって、別表第六に定める試験において消火性能を確認したものとする。

4　第四類の危険物（水に溶けないもの以外のものに限る。）のうち別表第四に掲げるもの以外のものに用いる泡消火薬剤は、水溶性液体用泡消火薬剤であって、別表第五に定める試験において消火性能を確認したものとする。

第六章　パッケージ型固定泡消火設備の基準

（パッケージ型固定泡消火設備の基準）

第十八条　パッケージ型固定泡消火設備（危険物規制令第十七条第五項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において設置し、人が起動装置を操作することにより、自動的に泡水溶液を圧力により泡放出口から放出して消火を行う固定した消火設備であって、泡放出口、泡消火薬剤等貯蔵容器（泡消火薬剤及び泡消火薬剤と混合するための水、又は泡水溶液を貯蔵する容器をいう。以下同じ。）、起動装置等により構成されるものをいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

一　パッケージ型固定泡消火設備の泡放出口は、次に定めるところにより設けなければならないこと。

イ　泡放出口の方式は、水平放出方式（固定給油設備の基礎台の側面に設けた泡放出口から水平に放出する方法をいう。以下同じ。）又は下方放出方式（上屋等から下向きに設けた泡放出口から下方に放出する方法をいう。以下同じ。）とすること。